

一般教育訓練明示書

平成27年6月記載

講座の名称

香川大学大学院経済学研究科経済学専攻

実施方法

通学（昼間・夜間）

指定講座番号

37035-061002-6

講座の創設年月日

平成16年4月1日

教育訓練給付金対象講座の指定期間

平成30年3月31日まで

過去1年の講座実績

入構者数 10名

修了者数 10名

訓練期間

24ヵ月

総訓練時間

450時間

1. 教育訓練目標

① 取得目標とする資格の名称、目標レベル

学位の取得：修士（経済学）

② ①に係る資格・試験等の実施機関名称

香川大学大学院

③ 当該資格等を取得するための要件または受験資格等

経済学研究科に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、在学中に学位論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。

④ 当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況

修了後は、「経済学修士」として企業や公的機関、ベンチャー・ビジネスの場での活躍が期待される。

2. 教育訓練の内容

教科（カリキュラム）	時間	使用教材名
自由科目	390時間	—
個別演習	60時間	—
合計	450時間	—

3. 受講者となるための要件（※経済学研究科入試（社会人特別選抜）に係る出願資格）

① 受講するに当たって必要な実務経験等

(1)勤務先から派遣される者

(2)上記(1)以外の者は、入学時において大学卒業後2年以上の勤務経験を有する者又は大学卒業後2年以上経過する者。ただし、大学院進学者については、大学院中退又は修了後2年以上経過する者

(3)上記(1)及び(2)以外の者は、入学時において、経済学研究科が大学を卒業した者と同等以上の学力がある者と認めた者で、大学卒と認定された期間を超えて2年以上経過した者

※詳細は、各年度の「学生募集要項」記載の「出願資格」をご確認ください。

② 受講者が受講に際して最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準

大学を卒業した者又は経済学研究科が大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で22歳に達した者

※詳細は、各年度の「学生募集要項」記載の「出願資格」をご確認ください。

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況

資格取得状況

- | | | |
|----------------------|-----|--------------|
| ① 昨年度（平成26年度）の受講修了者数 | 10人 | |
| ② ①のうち目標資格の受験者数 | 10人 | 受験率（②/①）100% |
| ③ ②のうち合格者数 | 9人 | 合格率（③/②）90% |

教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的方法

1 に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識レベル到達度の把握・測定方法

科目毎に試験、論文、レポートにより到達の状況を把握する。また、2年次には、修士論文の中間発表会を実施し到達度等を把握している。

科目毎に授業計画及び成績評価方法をシラバスに記載し学生に周知している。

5. 修了を認定するための基準並びに修了を認定する時期及びその方法

修了を認定するための基準

経済学研究科に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受

けて、在学中に学位論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない（優れた研究成果を挙げた者については、経済学研究科に1年以上在学すれば足りる.）.

修了を認定する時期及びその方法

毎年度2月に、学位論文審査及び最終試験を実施する.

審査・試験の結果を3月に教授会において審査し、修了を認定する.

6. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法

(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法

指導教員並びに学務係において、学生が各々の学習目的に添った適切な履修ができるよう、修学に関する指導と支援を行っている.

(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制

学生個々に指導教員を定め、指導教員は、授業科目の履修状況を把握するとともに、修士論文が提出できるまで指導する. 就職については、キャリア支援室を設置し、当該室より適宜求人情報が配付（配信）される. さらに、専門（就職担当）の職員を配置・対応している.

7. その他の事項

指定教育訓練実施者名及び代表者名

国立大学法人 香川大学 （代表者名： 学長 長尾 省吾）

住所及び連絡先

〒760-8521 香川県高松市幸町 1-1 TEL 087-832-1147

施設名称及び施設長名

香川大学大学院 （施設長： 学長 長尾 省吾）

住所及び連絡先

〒760-8521 香川県高松市幸町 1-1 TEL 087-832-1147

給付制度担当部署・者（※経済学研究科に限る）

香川大学法学部・経済学部学務第二係 （担当者：長岡・安岡）

TEL 087-832-1813

教育訓練経費支払い方法

入学金 入学手続（3月）時に一括払

授業料 1年を前後期に分けた分割払を主とする（各期 267,900円）

※希望がある場合、授業料は一括払も可能（要事前申し立て）

(1) 教育訓練給付金の対象となる経費（下記①+②） 817,800円

① 入学金（税込額） 282,000円

② 授業料（1年分）（税込額） 535,800円

※教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、受講者が自らの名において直接

教育訓練実施者に対して支払った教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料（1年分）に限られます。経済学研究科の場合は、上記のとおりとなります。

（2）教育訓練経費（経済学研究科における学生納付金）について

学生納付金

入学料	282,000 円
授業料（年額）	535,800 円×2年
総 額	1,353,600 円

※教育訓練給付金の対象となるのは、入学料及び授業料（ただし1年分に限る）となります。

※テキスト、参考書等（講義により異なります）は、上記に含まれません。自費で負担願います。

※入学料・授業料（学生納付金）の金額は、平成27年4月時点のものです。改定される場合もあります。入学時及び在学中に学生納付金が改定された場合には、改定時から新たな納付金額が適用されます。

※雇用保険への加入期間等の本制度を利用するための資格の有無及び長期履修制度の利用や留年といった多様な履修方法に伴う本制度の利用の可否について、入学前に必ずハローワークへお問い合わせください。

・厚生労働省（教育訓練給付制度について）

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyounouryoku/career_formation/kyouiku/index.html

・ハローワークインターネットサービス

<https://www.hellowork.go.jp/>

教育訓練給付制度の適正な利用に必要となる事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

(1) 一般教育訓練給付の支給対象となる教育訓練経費とは、教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料（最大1年分）に限られます。

(2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費に含まれるものではありません。

(3) 現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

(4) 一般教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、かつ、修了した場合のみ支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、又は修了試験等を受験等した場合には、一般教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあつては、当該教育訓練を修了したものと認められていませんので、一般教育訓練給付金の支給を受けることはできません。